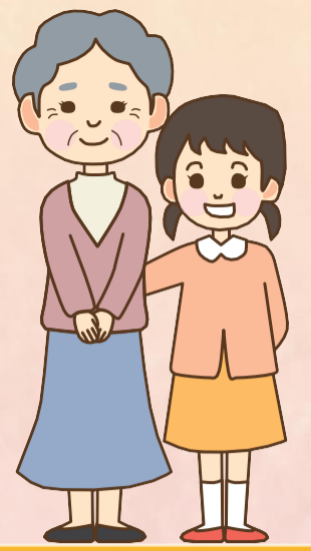


大切なお知らせです

これまで高齢者医療保険料が9割軽減となっていた方
(年金収入80万円以下)はご覧ください。

※世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下かつ世帯の被保険者全員の各種所得がない方(年金収入の場合、80万円以下の方)。



所得の低い高齢者の方の介護保険料については、
今年度、保険料の負担がさらに軽減されます。(注1)
これにより納付額は、**月平均440円軽減**されます。

所得の低い年金受給者の方へは、今年10月から、
年金生活者支援給付金の制度が始まります。
これにより**基準額月5,000円が支給**されます。(注2)

なお、今年度の年金額は、
昨年度に対して**0.1%の増額**となります。

高齢者医療保険料については、今年度、
保険料均等割が9割軽減から8割軽減に変わります。
これにより納付額は、
月平均で380円から750円になります。(注3)

(注1) 介護保険料は、平成30年度～令和2年度の全国平均より算出。半年度分の軽減額を年度平均した額であり、実際の金額は、保険者ごとに異なります。また、同一世帯に課税者がいる場合は対象外となります。

(注2) 金額は、保険料を納めた期間等によって異なります。また、老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件①～③をすべて満たしている必要があります。①65歳以上で、老齢基礎年金を受けている方、②請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている方、③前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下である方。なお、お支払いは、基本的に10、11月分を12月中旬(年金の支払い日と同日)に行います。

(注3) 高齢者医療保険料は、平成30年度・令和元年度の全国平均より算出。実際の金額は、都道府県ごとに異なります。

見直しに関するお問合せはこちらまで

医療保険料の見直し

各都道府県の後期高齢者医療広域連合、お住まいの市区町村の担当窓口まで

介護保険料の負担軽減

お住まいの市区町村の担当窓口まで

年金額の改定、
年金生活者支援
給付金の支給

- 年金額の改定については、6月上旬に改定通知書を日本年金機構からお送りします。
- 年金生活者支援給付金の対象となる方*には、9月頃に日本年金機構から給付金の請求手続きに必要な書類をお送りします。*年金受給者の方で、所得等が一定額以下などの支給要件があります。
- 年金関係のお問い合わせは、ねんきんダイヤルまで(0570-05-1165)

